

浜松市告示第 2 8 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 5 月 1 8 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 1 8 日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
富塚 228 号線	浜松市中央区富塚町 3608 番 11	令和 8 年 5 月 1 8 日	拡 区 幅 間